

昭和薬科大学ハラスメント調停委員会細則

(調停委員会)

第1条 ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)は、ハラスメントに関して、調停申し出があったときは、防止対策委員会のなかから両性を含む調停委員3名を選出し、調停委員会を置く。

2. 調停委員会は、調停委員の互選によって委員長を選出する。
3. 調停委員会は、委員長が責任者となって調停の進行を統括する。

(調停の手続き)

第2条 調停委員会は、調停の申し出に応じ、直ちに調停の日時および場所を決め、申立人および被申立人に通知する。

2. 調停委員会による調停に当っては、当事者の申し出により、それぞれ付添い人をつけることができる。

(調停にあたっての注意義務)

第3条 調停委員会および委員は、調停を進めるにあたって次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 調停委員会は、申立人および被申立人がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者間の主体的な話し合いが円滑に進むように努め、委員会としてまたは委員として、何らかの解決策を当事者に押し付けることをしてはならない。
- (2) 調停にあたっては、申立人の抑圧、被害ももみ消し等の恐れのある言動を行ってはならない。
- (3) 被申立人から「同意があった」旨抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。
- (4) 調停委員は、別紙「調停表」に基づき、調停の内容・経緯について記録を行う。
- (5) 「調停表」への記載事項は以下のとおりとする。
 - A. 調停日時
 - B. 調停場所
 - C. 当事者および付添い人氏名
 - D. 調停内容
 - E. その他必要と思われること
 - F. 内容の確認を行うため、当事者ならびに委員は署名捺印を行う。

(調停委員の交代)

第4条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申立人または、被申立人は調停委員会に対して当該調停委員の交代を申し出ることができる。

2. 前項の調停委員の交代を申し出があったとき、防止対策委員会は、直ちに委員のうちから補充の調停委員を選出しなければならない。

(調停の打ち切り)

第5条 調停委員会は、次の各号に定める場合、調停を打ち切ることができる。

- (1) 申立人または、被申立人から調停委員または調停委員会への圧力があった場合
- (2) 申立人または、被申立人から調停打ち切りの申し出があった場合

(調停の終了)

第6条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。

- (1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載され、両者が署名捺印をしたとき
 - (2) 前条に規程する調停の打ち切りとなったとき
 - (3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき
2. 前項 2 号および 3 号の規定によって調停が終了した場合には、調停委員会は、申立人に調停に代わる手続き(苦情申立など)を説明しなければならない。
 3. 調停が終了した場合には、調停委員会は直ちに防止委員会に経過および結果を報告しなければならない。
 4. 全ての関係資料は、調停終了後直ちに防止対策委員長にその管理を委託する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議を経て改廃する。